

## 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 会議概要

会議名	議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 第2回会議
開催日時	平成29年4月14日（金）午後3時から5時10分まで
開催場所	小田原市役所 議会第3委員会室
出席者及び欠席者	別紙1のとおり
会議事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 報告事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 協議事項に係る両市議会での検討状況について</li> </ol> </li> <li>2. 協議事項             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 定数について</li> <li>(2) 報酬について</li> <li>(3) 定数及び在任の特例の適用について</li> </ol> </li> <li>3. その他</li> </ol>
会議内容	別紙2のとおり
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2回会議 次第</li> <li>・ 資料1 協議事項に係る両市議会での検討状況について</li> <li>・ 資料2 議会議員の定数及び任期等の取扱いについて</li> <li>・ 議会議員の定数及び在任等に関する小委員会 委員名簿</li> </ul>

## 別紙 1 出席者及び欠席者

### 出席者（委員）

区分	職名	氏名
小田原市議会	委員長	今村 洋一
南足柄市議会	副委員長	加藤 洋一
小田原市議会	委員	大村 学
	〃	井原 義雄
	〃	加藤 仁司
南足柄市議会	委員	星崎 健次
	〃	岡本 俊之
	〃	池田 真一

### 欠席者（委員）

なし

### 出席者（事務局）

区分	職名	氏名
協議会事務局	事務局長	林 良英
	副事務局長	早川 潔
	〃	松岡 武
	事務局員	村田 智俊
	〃	杉崎 恵理子
議会分科会	リーダー	向笠 勝彦
	サブリーダー	山岸 和規
	議会事務局員	藤澤 信吾
	〃	山崎 正裕
	〃	栗田 衡
	〃	池谷 麻紀

## 別紙 2 会議内容

### 1. 報告事項

#### (1) 協議事項に係る両市議会での検討状況について

事務局から、両市議会での検討状況が報告された。

南足柄市の委員から、小田原市議会での「在任特例を適用した44人は厳しい」という意見について、具体的な理由の説明が求められ、小田原市の委員から次のとおり説明があった。

- ・ 今回の任意協議会が、行財政改革を目的としている中で、合併後2年間だけでも44人の議員が全員在任することについて、市民が受ける印象が良いとは考えられない。
- ・ 合併後、小田原市の議場を使うとした場合は、議席数や控え室等が不足し改修する必要があり、合併後の最終的な定数になった際にも、元に戻すために費用がかかる。
- ・ 編入合併を想定していることから、在任特例を適用する必要はないと考えられる。

### 2. 協議事項

#### (1) 定数について

#### (2) 報酬について

##### 【定数について】

事務局から、合併した際の最終的な定数については、小田原市の特別委員会では全会一致で28人、また、南足柄市の特別委員会では、委員のアンケートの結果から28人とする意見が過半数であったことが報告された。

この報告に加え、任意協議会における常勤特別職に係る調整結果及び県内の同規模自治体の実態を参考とし、協議が行われた。

##### 《協議結果》

全会一致で、議員定数（条例定数）を28人とするのが適当であるとされた。

##### 【報酬について】

事務局から、小田原市の特別委員会では全会一致で、小田原市の現行水準（475,000円）を維持するのが適当とされ、南足柄市の特別委員会では、アンケートの結果から小田原市の現行水準（475,000円）とする意見と、450,000円とする意見が同数であったことが報告された。

委員長から、報酬については合併後に報酬等審議会において見直すことが可能であるとの発言があり、任意協議会における特別職職員の身分の取扱いについての協議の方向性も踏まえて、協議が行われた。

《協議結果》

全会一致で、議員報酬を小田原市の現行水準とすることが適当であるとされた。

2. 協議事項

(3) 定数及び在任の特例の適用について

①特例の適用の必要性について

南足柄市の特別委員会でのアンケートの結果を参考に、各特例の適用について協議が行われた。

【主な意見】

- ・ 合併後の市において、議会を通じて地域課題や民意を行政にしっかり反映させるためには、特例の適用は必要と考える。
- ・ 改選のたびに議員定数を減じることについての陳情が出されている中で、たとえ2年間であっても全員が在任する44人という定数はあり得ない。
- ・ 定数特例を適用することが妥当である。
- ・ 任意協議会の目的である行財政改革の観点の一つの大きな視点であるため、コスト面から見ても在任特例の適用は難しいと考える。
- ・ 任意協議会における特別職職員の身分の取扱いの協議の結果を考慮すると、特別職の数は減らすが、議員の身分だけは保障するということでは、市民感情にも受け入れられない。
- ・ 小田原市の議場を使用するとなると、4席増設改修し、条例定数になった時に再度改修することになる。
- ・ 平成18年度以降の中核市、施行時特例市を含む合併事例（16事例）の中で、在任特例のみを適用したのは1事例しかない。
- ・ 編入合併を想定しての協議なので、在任特例の適用はいかがなものか。
- ・ 合併の財政的な効果や市民感覚を考慮する必要がある。
- ・ 人数が減って、しっかりと民意を反映できるのかという市民感情もある。
- ・ 合併後の市の行政に民意を反映させる手段として、都市内分権制度を活用することも考えられる。
- ・ 市民理解を得るという命題で考えると、在任特例を適用すると結論付けることは難しいのではないか。

《協議結果》

全会一致で、定数特例を適用することが適当であるとして、任意協議会へ報告することとなった。

②特例の適用期間について

市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定に基づく定数特例を適用する期

間（回数）について、協議が行われた。

**【主な意見】**

- ・ 合併後の市の行政に、地域の課題などをしっかり伝えるために、2回が良いのではないかと。
- ・ 合併後の市政運営等について、民意を酌むことは当然だが、その期間として2年間は短いと考える。両市が抱えている将来のまちづくりや課題を公平な観点で見ていくには、6年間あった方がよい。
- ・ 新市まちづくり計画が着実に実行されているかをチェックしていくことも議会として必要であるが、合併後の市に地域審議会等が設置される場合は、当該審議会等がその機能を有することになることも考慮する必要がある。
- ・ 地方交付税の特例（合併算定替）により、合併後5年は直ちに普通交付税が減額しない。その期間に、任意協議会で協議している事務事業調整の結果がほぼ整理されてくるので、議会としてその状況を確認するために、6年間は必要とする考えもある。

《協議結果》

定数特例の適用期間（回数）については、本日の協議における様々な意見を整理した資料を、協議会委員の大学教授2名と両市の自治会長2名の計4名に見ていただき、ご意見を伺ったうえで、次回会議で決定することになった。

3. その他

委員間の調整により、第3回会議を、5月12日（金）午後1時30分から開催することになった。